

報 告 第 8 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和 6 年度新居浜市一般会計補正予算（第 9 号）



専決第4号

処 分 書

令和6年度 新居浜市一般会計補正予算（第9号）について

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度 新居浜市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481,189千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,777,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 地方消費税交付金		2,700,000	482,481	3,182,481
	1. 地方消費税交付金	2,700,000	482,481	3,182,481
11. 地方交付税		6,150,885	91,351	6,242,236
	1. 地方交付税	6,150,885	91,351	6,242,236
15. 国庫支出金		10,708,453	27,876	10,736,329
	2. 国庫補助金	3,574,927	27,876	3,602,803
18. 寄附金		745,073	816	745,889
	1. 寄附金	745,073	816	745,889
19. 繰入金		2,298,846	△80,835	2,218,011
	1. 基金繰入金	2,298,846	△80,835	2,218,011
22. 市債		5,318,552	△40,500	5,278,052
	1. 市債	5,318,552	△40,500	5,278,052
歳入合計		57,296,701	481,189	57,777,890

千 円

歳入歳出予算補正

(歳入)

第2表 繰越明許費補正

追加				千円
款	項	事業名	金額	
7 商 工 費	1 商 工 費	別子山地域バス運行費	1,120	

第3表 地方債補正

変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 営 住 宅 整 備 事 業	千円 802,900	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 712,700	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社 会 資 本 整 備 事 業	654,400				670,500			
防 災 対 策 事 業	1,916,700				1,949,100			
環 境 施 設 整 備 事 業	2,300				3,500			
計	5,318,552	—	—	—	5,278,052	—	—	—